## 公益社団法人射水青年会議所 事務局員服務規定

1. 服務規定の意義

労働条件を規律する諸規律を制定し、事務局の秩序を確立することにより、業務の円滑な 運営を期し、又明るく近代的な雇用関係を確立する。

2. 遵守義務

事務局員はこの規定を遵守し、事務の円滑化に務めなければならない。

3. 就業時間

始業・就業時間及び休憩時間は次の通りとする。

始業 午前9時

就業 午後5時

休憩 正午より1時まで

4. 休日

休日は次の通りとする。

- イ) 日曜日、国民の休日
- 口) 毎週土曜日
- ハ) 年末年始
- 二) お盆休み

但し、上記の規則にかかわらず時間外及び休日労働を命ずることがある。

5. 年次有給休暇

有給休暇は法定通り適用される。(労働基準法 第39条)

但し、パートタイマーは1年毎の契約のため、毎年10日までとし、翌年に繰り越さない。 原則として、所定の届出を3日前までに、事務局長を経て理事長へ提出をする。連休の申 請の場合は、届出提出前に事務局長へ申し出なければいけない。

6. 賃金

賃金は毎月末日に締め切り、翌月5日に現金で支払う。

7. 賃金の種類

賃金は下記の種類とし、金額は毎年12月の理事会の審議事項で決定する。

- イ) 基本給
- 口) 諸手当
- ハ) 通勤手当
- 二) 残業手当
- 木) 日曜祭日手当
- へ) 時間給 (パートタイマー)
- 8. 残業手当の算出

[月給(基本給) ÷ 22 ÷ 8] × 1.3 × 時間外労働時間数

9. 日曜、祭日手当の算出

[月給(基本給) ÷ 22] × 1. 35 × (ただし1/2日区切り)

- 10. 福利厚生
  - ① 事務局員は下記の保険に加入することを原則とする。
    - イ) 社会保険 (健康保険・厚生年金保険)
  - ② 事務局員に退職金積立制度を設ける。
- 11. 安全 衛生

事務局員は常に事務局を整理整頓し、正しい衛生管理に務めなければならない。

12. 退職

事務局員の退職願は、退職の30日前までに、事務局長を経て理事長に提出するものとする。

13. 補則

パートタイマーの事務局員には、3項、7項、8項、9項、10項は適用されない。

附則

平成25年12月17日改正